

重要事項説明資料 初期契約解除制度のご案内

契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読みください。


契約事業者：株式会社タイズ

(平成 29 年 2 月 1 日現在)

がんばろう岩手光(以下「本サービス」という)および電気通信役務(インターネット接続サービス)は、初期契約解除制度の対象です。

1. 契約成立時(当社が利用申込を承諾した時)、当社より郵送するお申込内容確認書面をお客様が受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発送した時生じます。
2. この場合、お客様は①損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。②ただし、本契約の解除までの期間において提供をうけた本サービスまたは電気通信役務の料金、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。当該請求に係る額は、お申込内容確認書面に記載した額となります。③また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等(上記②で請求する料金等を除く)をお客様に返還いたします。
3. 当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、お客様がその内容が事実であるとの誤認をし、これによって 8 日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間であれば、お客様は契約を解除する事ができます。
4. 【本件についてのお問い合わせ先・書面送付先】
〒023-1132 岩手県奥州市江刺区稲瀬二丁目 136
株式会社タイズ 光コラボレーション事業部
電話 : 0197-47-4450
受付時間：午前 9：30～午後 5：00 (土日祝休、年末年始等を除く。)
5. 本契約の工事開始前の申込取消のお客様は、電話にて受け付けいたします。

〈書面による解除の記載例〉

 ●ご住所 ●お名前(フリガナ) ●電話番号	023-1132 岩手県奥州市江刺区稲瀬二丁目136 株式会社タイズ 光コラボレーション事業部 行 初期契約解除担当	右記契約を解除します。 ①お客様番号 ②ご契約サービス名称 契約成立日 平成〇年〇月〇日
--	---	---